

ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和5年6月26日午前10時3分開議

議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 請願・陳情

請願第37号 学校給食費の令和5年度無償化を求めることについて

請願第42号 介護保険制度の改善を求める意見書提出を求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会	雨澤正	委員長
	弓削仁一	副委員長
	井坂涼子	委員
	萩原健	委員
	大内博文	委員
	三瓶武	委員
	樋之口英嗣	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

保健福祉部	大和田征宏	保健福祉部長兼福祉事務所長
	三村真理子	介護保険課長
	佐藤弘子	介護保険課長補佐
	菊地信也	介護保険課係長
教育委員会事務局	岩崎龍士	教育部長
	神永和代	保健給食課長
	飛田和志	保健給食課係長

○事務局職員出席者

議会事務局	根本光恵	次長
	折本光	主任

文 教 福 祉 委 員 会

令和5年6月26日（月）

*開会に先立ち、各部長から4月の人事異動による課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時3分 開会

○雨澤委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、請願2件です。

最初に、継続審査となっております請願第37号 学校給食費の令和5年度無償化を求めることについてを議題といたします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおり、朗読は省略します。何かご意見がありましたら発言をお願いいたします。

もう朗読はしませんので。前回やっていますので、そのままご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

請願書はないですか。ついてない。すみません、請願書は皆さんの封筒に入っていると思いますので。

では、暫時休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時4分 再開

○雨澤委員長 では、再開します。

それでは、何かご意見がありましたら。萩原（健）委員。

○萩原（健）委員 この請願第37号ですが、これは令和5年度の無償化ということでありませう。これは時間的に問題があり、この内容のままではなかなか困難であるのかなと思っております。

しかしながら、物価高騰、子育て支援の観点から考えれば、この学校給食の無償化というのは大変重要だし、必要なことだと思っております。しかし、市の財源でこれを賄うと、なかなかハードルが高いため、これは国が主体となって財源を負担すべきと考えますので、本委員会で議論を重ね、委員会としての国に対する意見書として取りまとめるのが望ましいのではないかと思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかにありますか。弓削委員。

○弓削委員 学校給食の無償化については、取り組むことになる前提で考えると、本来は国で行うべきものかなというふうに私は考えております。市町村主体で行うには、財政的にできるかどうか、できないところとか、そういったことができて、地方の、地域の格差拡大につながってしまうんじゃないかということをお慮しております。

現状も、給食コストというのは多分、市町村ごとに異なっていたりとかしていると思うんです。あるいは場所によっては、学校ごとにとかですね。そういうことになっているというふうに私、受け止めておまして、請願の考え方としては理解できる場所があるので、委員会として、また別な形で検討していければいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○雨澤委員長 萩原（健）委員。

○萩原（健）委員 すみません。先ほどちょっと言葉足らずで。

この請願第37号は、委員会としては一応不採択として、その上で、この委員会として、国のほうに意見書を提出するべきと思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 なければ、これより討論を行います。討論ありませんか。萩原（健）委員。

○萩原（健）委員 本委員会において継続審査となっております請願第37号について、反対の立場から討論させていただきます。

昨今の物価高騰、エネルギー価格などの高騰などにより、市民生活に多大な影響を与えております。とりわけ子育て世帯の皆様にとって大きな負担となっております。そのような中で、学校給食費の無償化の趣旨について否定するものではございません。保護者の負担軽減を図ることや、子育て支援の観点から、各会派、議員各位におかれましても、学校給食費の無償化や補助について異論のないことだと思います。

本市においては本年2月、3月分を無償化とし、4月から10月分については食材費の増額分を既に予算措置しており、11月から来年3月分までの負担軽減分の予算として本定例会に提出されております。また、令和5年度実績で要保護、準要保護世帯の方々には、約2,400万円の公費が給付されております。

人口減少と高齢化が進み、今後も地方財政がますます厳しくなる中で、学校給食費の無償化を自主財源で賄おうとすると、本市におきましては、約1万1,500名の児童生徒に対し、年間約5億6,000万円の経費が必要となってきますので、持続可能性、安定性の観点から、施策の着実な実施はハードルがなかなか高いのかなと思います。

学校給食の無償化実現に向けては、本委員会として、国に対し学校給食費の無償化を国費で賄うよう要望する意見書を提出することが望ましいと考えるため、請願第37号に対し反対とさせていただきます。

以上です。

○雨澤委員長 ほかに。

すみません。今、傍聴の希望がありましたけども、委員の皆様にお伺いします。

一般の方から、今、傍聴したい旨の申し出がありました。どうでしょうか。打越委員。

○打越委員 常任委員会というのは決まりがございまして、途中からの傍聴は許していませんよ。よろしくお願ひします。

○雨澤委員長 今、打越委員から、途中の傍聴に関しては今までもそういう部分はないということなので、これは申し訳ありませんけども、傍聴はいたしかねるということですのでよろしくお願ひいたします。

では、弓削委員。

○弓削委員 私のほうでも、このたびの請願第37号については不採択との立場で討論させていただきます。

学校給食費の無償化につきましては、先ほど申し上げましたように、本来国で行うべきものだというふうに思っております。それは、市町村主体で行うには財政的にできるところとできないところがあって、地域によって格差を生んでしまうのではないかというふうなところからでございます。

現状でも、給食費のコストは市町村ごとに異なっているということで受け止めがありますので、請願の考え方としては私のほうでも理解できる場所ですけれども、市町村の置かれた状況によって大きな差異が出るということは、私としては避けたいというふうに考えております。

そこで、委員会として国への要望書を提出してはどうかというふうに思っております。委員の皆さんの同意を得られるようなものを取りまとめてはどうかと思います。後ほどお諮りいただければと存じます。よろしく願いいたします。

以上で討論とさせていただきます。

○雨澤委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

それでは、これより採決いたします。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○雨澤委員長 起立少数ということで、本件は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

ここで皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、お2人の委員から、本委員会で意見書を出してはという話がありましたけれども、これについて何かご意見があれば、いいですか。

それでは、これは9月の議会に提出するような形になると思いますので、そういう形でやらせていただければよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、意見書を9月に提出という形にしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、請願第42号 介護保険制度の改善を求める意見書提出を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

事務局職員に朗読してもらいます。折本主任。

(事務局朗読)

○雨澤委員長 それでは、何かご意見等がありましたら発言をお願いいたします。三瓶委員。

○三瓶委員 それではこの請願について、3点について、私の意見、あと、執行部のほうの見

解とか状況を確認させていただきたいと思います。

まず1点目は、11行目のところです。11行目の最後の辺りからですが、「10月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生する」という文言になっておりますけれども、私が調査した結果では、多分これは去年の10月のことを言っているんじゃないかなというふうに思います。

さらに、ここに「新たな利用料負担が発生する」と書いてありますけれども、現時点において、この文言を聞いたというか、肯定して、今年の10月から新たな利用料負担が発生するようなこと、また、今後新たな利用料が発生することは確認できなかったということで、このところについて執行部の見解を伺いたいと思います。

○雨澤委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 昨年度の改正がございましたが、それ以降は、現時点で、新たな利用料の負担は発生していない状況であります。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 多分ここは、誤解というか、間違っただ意見書になっているんじゃないかなというふうに思います。

2点目ですが、その下のところ、「新たな利用料が発生する」の次のところです。「政府はテクノロジー機器の導入と引換えに職員の配置基準を大幅に引き下げようとしている」という文言になっておりますが、今、介護の世界において、テクノロジーを入れたことで職員の配置基準を大幅に引き下げることになるということは、ちょっと考えにくい世界じゃないかなと思います。やっぱり介護の世界は人手が必要な世界でありますし、ここの、大幅に引き下げようとしているというその解釈も間違っているんじゃないかなと僕は思っているんですが、ここについても執行部の見解をお聞きします。

○雨澤委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 令和3年度の介護報酬改定において、見守り機器を導入した場合の夜勤における人員の配置緩和などは位置づけられております。

具体的には、一定の要件がありまして、施設の中の全床、全員のベッドに見守り機器を導入していることや、トランシーバーの一種のインカムというイヤホンマイクを装着して、離れた場所にいる職員同士の連絡手段として使用する通信機器などを夜勤職員全員が使用していることなどの条件を全て満たした場合には、介護老人福祉施設や短期入所者生活介護の夜間の人員配置を、現行のところ利用者26人から60人に対して2人以上配置することになっている人員を1.6人以上へ、また、利用者61人から80人に対して3人以上配置のところを2.4人以上へなどと、人員配置は緩和されている状況でございます。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 分かりました。今、令和3年度から見守り機器とかイヤホンガイドを入れればということですが、それにしても、2人のところが1.6人、3人のところが2.4人で、実質、1人は減らないということですよ。そういう中で、大幅に引き下げようとしているというこ

とも、これは違うんじゃないかなというふうに思うところです。

次、3点目です。

これは、請願項目の2項目めです。全額公費により全ての介護従事者の給与を早期に引き上げること。全額公費で介護従事者の給与を支払うなんていうのは、あまりにも乱暴な意見だなというふうに僕は思います。

公費負担もどれだけ増えるのか、想像もつかないぐらいの額になるんだろうというふうに思いますし、介護保険制度というのがこんなことをしたらどうなるかということの意味も含めて、こんな乱暴な意見書を当市議会として提出するということはするべきではないというふうに思いますので、その辺、執行部の意見も、この公費全額負担というところもお聞きしたいと思います。

○雨澤委員長 三村介護保険課長。

○三村介護保険課長 介護保険制度は、皆様ご承知だと思いますけれども、加齢や病気などにより介護が必要な状態となった方を社会全体で支えていく仕組みとして、平成12年度から施行されております。共同連帯の理念に基づき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えることとなっております。

現在、介護保険に係る費用は、およそ、公費で50%、保険料で50%賄われており、保険料50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者が23%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%となっております。そのほか、サービスを利用した場合は、所得に応じてその1割から3割を負担する制度となっております。

全額公費負担となった場合には、介護保険法の制度そのものを抜本的に変えなければならないのではないかと考えております。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。

3点について、確認させていただいたり、私の意見を述べさせていただきました。誤解があったり、乱暴な意見書になっているということでもありますので、この請願書については不採択にすべきだと考えます。

以上です。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、なければ、これより討論を行います。討論ありませんか。不採択の場合は反対討論が必要になります。三瓶委員。

○三瓶委員 請願第42号 介護保険制度の改善を求める意見書提出を求めることについて、不採択の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願の内容についていろいろ確認をさせていただいたところ、誤解のある意見書になっていたり、全額公費など、乱暴とか、ちょっと現実的ではないような意見書になっているということもありまして、ひたちなか市議会としてこの意見書を出すべきではないというふうに

思いますので、不採択にすべきだと思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより採決します。本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○雨澤委員長 起立少数です。よって、本件は不採択とすべきものとするに決定いたしました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席してよろしいです。

(執行部退席)

○雨澤委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

9月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さん、何かご意見ありますでしょうか。

先ほど意見書を作っただけという部分が出ていますので、それについて皆さんご同意いただきましたので、本委員会で意見書を作成するという形で、これはまず、正副一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 正副一任で、まず骨子を作成して、次回の委員会で皆さんに提出して、よろしいかどうか確認させていただきますので、次回委員会の予定が7月19日から21日、都合悪い方はありますか。19日から21日の間、厳しいという方はありますか。大丈夫ですか。

(「大丈夫です」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、これは執行部と相談して日程を決めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それと、8月も決めておきたいなと思うんですが、8月が結構タイトなんですね。8月21、22と28日、この3日間を今考えているんですけど、この3日間、厳しいという方はありますか。

(「22日が」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 22日が厳しいですね。

21、28は、いずれか、厳しいという方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、またこれも後日、追ってご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、閉会中の所管事務調査については終了いたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

継続調査申出書を配付します。

(資料配付)

○雨澤委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明させます。折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○雨澤委員長 ただいま説明がありました閉会中の継続調査の申し出について、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議ありませんので、この案は本会議最終日に提出いたします。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 なければ、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会